

広島県告示第四百六十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部土木整備管理課及び広島県東部建設事務所三原支所において、平成二十一年五月十四日までの間、縦覧に供する。

平成二十一年四月三十日

広島県知事 藤 田 雄 山

| 路線名 | 供用を開始する区間 | 供用を開始する日 |
|---------|--|-------------|
| 県道徳市津口線 | 世羅郡世羅町大字黒渕字獅子田二二三二番一地从先から世羅郡世羅町大字黒渕字獅子田一〇一五番一地从先まで | 平成二十一年四月三十日 |